

② 助成金の対象となる職業訓練

助成金の対象となる教育訓練は、次のいずれにも該当するものです。

- Off-JTであること。
- 次の(イ)または(ロ)のいずれかに該当するものであること。
 - (イ) 事業主が労働者に業務命令により受講させるものであって、教育訓練の経費の全部を事業主が負担するもの。
 - (ロ) 労働者が自発的に受講するものであって、教育訓練の経費の全部または一部を事業主が負担するもの。
- 事業主が事業主以外の設置する教育訓練施設に依頼して行うもの（講師の派遣を含む）であること。
 - * 自社の事業主、役員、労働者を講師として実施する教育訓練は対象となりません。
- 事業主の教育訓練の経費負担を証明できるものであること。
 - * 経費がかからない訓練は対象となりません。
- 1 コースの訓練時間数が20時間以上であること。ただし、次の(イ)から(ハ)までは、訓練時間数から除くものとする。
 - (イ) 合計1時間を超える開講式、閉講式、オリエンテーション
 - (ロ) 昼食等の食事を伴う休憩時間
 - (ハ) 1日1時間を超える小休止

③ 助成金の対象とならない職業訓練

次のaまたはbに該当する教育訓練は、助成金の対象となりません。

- a 次のいずれかに該当する教育訓練
- 職業または職務に間接的に必要となる知識・技能を習得させる内容のもの（職務に直接関連しない訓練など）（普通自動車運転免許、自動二輪車運転免許の取得のための講習など）
 - 職業または職務の種類を問わず、職業人に共通して必要となるもの（接遇・マナー講習など社会人としての基礎的なスキルを習得するための講習など）
 - 趣味教養を身につけることを目的とするもの（日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室など）
 - 通常の事業活動として遂行されるものを目的とするもの（コンサルタントによる経営改善の指導、品質管理のマニュアルなどの作成、社内における作業環境の構築など）
 - 自社の経営方針、部署事業の説明会、業績報告会、販売戦略会議
 - 社内制度、組織、人事規則に関する説明会
 - QCサークル活動
 - 自社の業務で用いる機器・端末等の操作説明会

- 自社製品の説明会
- 製品の開発などのために大学等で行われる研究活動
- 国、自治体などが実施する入札に係る手続きなどの説明会等
- 実施目的が訓練などに直接関連しない内容のもの（時局講演会、研究会、大会、学会、研究発表会、博覧会、見本市、見学会など）
- 法令において講習などの実施が義務づけられ、当該講習等を受講しなければ、事業主が業務を実施できないもの（労働安全衛生法に基づく講習、道路交通法に基づき事業者科せられる法定講習 など）
 - ただし、労働者が資格を取得するための法定講習などである場合は除く（建設業法の定める土木施行管理技士を取得するための訓練コース、社会福祉・介護福祉法の定める介護福祉士試験を受けるための訓練コースなど）
- 知識・技能の習得を目的としていないもの（意識改革研修、モラル向上研修など）
- 資格試験（講習を受講しなくとも単独で受験して資格などを得られるもの）、適性検査
- 官庁主催の研修

b 次のいずれかの方法により行われる教育訓練

- 通信制による訓練など（遠隔講習であっても、一方的な講義ではなく、講師が受講生の様子が見て取ることができ、質疑応答などができる場合を除く。）
- 専らビデオのみを視聴して行う講座
- 海外、洋上で実施するもの（洋上セミナー、海外研修など）
- 生産ラインまたは就労の場で行われるもの（事務所、営業店舗、工場、関連企業（取引先含む）の勤務先など、場所の種類を問わず、営業中の生産ラインまたは就労の場で行われるもの。）
- 通常の生産活動と区別できないもの（現場実習、営業同行トレーニングなど）
- 訓練指導員免許を有する者、または、当該教育訓練の科目、職種等の内容について専門的な知識・技能を有する講師により行われないもの
- 訓練の実施方法が適切でないもの（あらかじめ定められたカリキュラムどおり実施されない訓練、労働基準法第39条の規定による年次有給休暇を与えて受講させる訓練、教育訓練機関として相応しくないとと思われる設備・施設で実施される訓練など）